

国民健康保険運営協議会	資料 1
令和 6 年 10 月 4 日 (金)	

諮問事項 (1)

東松山市国民健康保険税の税率等について

令和7年度の変更点

1. 税率(所得割率・均等割額)の引上げ

医療給付費分

所得割率	7.30%	→	7.44%	0.14ポイント引上げ
均等割額	22,800円	→	30,600円	7,800円引上げ

後期高齢者支援金等分

所得割率	2.40%	→	2.65%	0.25ポイント引上げ
均等割額	12,000円	→	14,000円	2,000円引上げ

介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方のみ)

所得割率	2.00%	→	2.31%	0.31ポイント引上げ
均等割額	13,200円	→	15,400円	2,200円引上げ

2. 地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額の引上げ

後期高齢者支援金等分

限度額	220,000円	→	240,000円	20,000円引上げ
-----	----------	---	----------	------------

3. 所得が一定額以下の世帯に対する均等割軽減額の拡充

医療給付費分

7割軽減	15,960円	→	21,420円	5,460円拡充
5割軽減	11,400円	→	15,300円	3,900円拡充
2割軽減	4,560円	→	6,120円	1,560円拡充

後期高齢者支援金等分

7割軽減	8,400円	→	9,800円	1,400円拡充
5割軽減	6,000円	→	7,000円	1,000円拡充
2割軽減	2,400円	→	2,800円	400円拡充

介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方のみ)

7割軽減	9,240円	→	10,780円	1,540円拡充
5割軽減	6,600円	→	7,700円	1,100円拡充
2割軽減	2,640円	→	3,080円	440円拡充